

## 反トラスト政策の一研究：その展開過程と社会的基礎

田中，慎一郎

<https://doi.org/10.15017/4403342>

---

出版情報：経済學研究. 29 (4), pp.29-53, 1963-10-25. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 反トラスト政策の一研究

——その展開過程と社会的基礎——

田 中 慎 一 郎

## 目 次

- 一、問題の提起
- 二、シャーマン法の成立と自由競争概念の適用
- 三、「修理の原則」の導入
- 四、アルコア事件判決と「有効競争」理論
- 五、反トラスト政策の社会的基礎

## 一、問題の提起

アメリカにおける独占資本の形成は、一八七三年恐慌から七九年にいたる大不況を契機にはじまる。この大不況は、イギリスを「世界の工場」とする世界経済の構造が、アメリカとドイツの世界市場進出によって崩壊させられたことに、その重要な原因があった。また同時に、この当時の資本主義の発展が、鉄鋼業などの重工業を中心におこなわれたことも、不況慢性化の大きな要因をなすものであった。したがって、従来のような産業資本の機構をもってしては、不

況の深化と競争の激化につれて、資本蓄積の増進は困難とならざるをえなかった。産業資本がこの困難を克服するため試みた資本蓄積の方式は、資本の集中と独占の形成よりほかにはなかった。そのなかで、アメリカにおいて最初に現われたのは、いわゆるプールであった。これにはいろいろな形態があるが、要するに、各個別企業がそれぞれ独立したまま、その製品の価格や販路の維持を目的として協定を結ぶところのゆるやかな企業結合形態であった。

(1) E・ジョーンズは、プールの主要なものとして次の六つをあげている。すなわち(一)紳士協定、(二)投機プール、(三)生産統制プール、(四)販路プール、(五)販売組合プール、(六)特許プールがそれである。(Eliot Jones, 'The Trust Problem in the United States, 1927, pp. 7-15.)

しかし、プールは競争を有効に制限しうるには、弱体にすぎた。プール協定は、十分な強制力をもちえなかった。しばしばアウトサイダーの活動や加盟員自身の協定違反によって、その協定は事実瓦解する場合がすくなくなかったのである。<sup>(2)</sup>ここにおいて、アメリカの産業資本は、その市場支配の確立と、価格と利潤の確保のために、いま一つの方策をとる必要にせまられた。かくして、企業結合運動がより強固な独占体の形成を旨として展開されるに至った。八〇年代には、若干の部門において、「トラスティ方式」(trustee device)<sup>(3)</sup>があらわれ、プールとは異なって、真の意味の資本集中の段階がはじまった。「トラスティ方式」というのは、「トラスト」に参加する諸企業が、その株式を一群の「受託者」(trustees)に預託し、そのかわりに、その企業財産の評価額相当の「トラスト証券」(trust certificates)をうけとるといふ資本集中の新しい方式であった。このトラスト証券は、実質的には持株会社の発行する株式と同じ性格のもので、証券保有者には、たんに配当請求権をあたえるにすぎず、受託者には重役や役員を選挙権をもたせるものであった。

(2) 一般に、プールの強弱は、生産の集積集中によってきまるといえる。ドイツのカルテルは、事実、生産の集中を基礎に強力に組織された。しかし、アメリカでは、製鋼部門のように、集中のかなりすんだところでも、プールは脆弱であった。その理由としてよく指適されることは次の四点である。その第一は、銀行が産業と密接に融合することがなかったために、産業間の対立がそのまま露呈されたこと、第二は、プールは慣習法に違反し、裁判所によって強制されなかったので、不利とみれば容易にプールから脱退できたこと、第三は、西漸運動によって広大な経済領域に企業の進出が可能であったから、プールの組織化がおこなわれうるためには、相当の集中を必要としたこと、第四は、地方によって、生産および市場の条件がかなり異なっていたために、プールの崩壊をそれだけ容易にしたこと、である。

(3) 周知のように、最初のトラストは、八二年に組織されたJ・D・ロックフェラーのスタンダード石油トラスト(Standard oil Trust)であった。これは精油生産の九〇%以上を支配する約四〇社によって構成された。

(4) トラストが、このように「トラスティ方式」によって組織されたのは、当時、特株会社が非合法化されていたからである。

一八九〇年七月二日、連邦議会は、俗に上院議員J・シャーマン(John Sherman)の草案になるといわれるシャーマン反トラスト法(Sherman Anti-Trust Act)を可決した。それまでに、各州では州法を基礎として、司法当局がトラストを禁止もしくは抑圧する措置をとってきた。しかしながら、それらの州法をもつても、トラストの策謀と専横を禁圧するのに充分とはいえなかった。なぜなら州法は、他州でのトラストの組織化を禁止したり、州際にまたがるトラストに適用することは困難であったからである。シャーマン反トラスト法は、まさしくそのような事態に対処すべくして立法化されたものであった。そしてまたこの反トラスト連邦立法が契機になって、各州の反トラスト立法もさかんになり、一八九四年には約二〇州が、トラスト、プールその他の企業結合の抑圧を目的とした法規をもつに至った。

(5) 通説では、この反トラスト法は、シャーマン上院議員の起草になるものとされているが、ハンス・B・トレリの詳細な研究によると、これは間違いであつて、実際は、第一条の「トラストまたはその他の形態における」という言葉をエヴァート上院議員

(Senator Everts) が起草した以外は、第一条、第二条、第三条、第五条、第六条は、エドモンド上院議員 (Senator Edmunds) 第四条はジョージ上院議員 (Senator George)、第七条はホーア上院議員 (Senator Hoar)、第八条はインゴールズ上院議員 (Senator Ingalls) がそれぞれ起草したのであった (See Hans B. Thorelli, *The Federal Antitrust Policy, 1954*, pp. 210-214)。

しかしながら、シャーマン法その他の反トラスト法は、取引制限および独占を違法としたが、その根源たる資本の集積と集中の運動を抑制することはできなかった。なるほど、シャーマン法は、トラスト証券と引き換えに株式の集中支配をはかるうとした「トラスティ方式」を違法とし、それを解消させることには、一応の効果をもった。しかし、資本の集中は「トラスティ方式」に限られるものではなかった。「トラスティ方式」が違法とされるや、それにかわって、「証券保有会社」ないしは「持株会社」(Security Holding Corporation) または「資産保有会社」(Property Holding Corporation) が出現するに至った。すなわちジョンズがいうところの「近代的「トラスト」」(modern trust) の形成である。これらの新しい形態の「近代的トラスト」は、シャーマン法の成立にもかかわらず、ますますさかんに設立されていった。ことに一八九三—一八九七年恐慌の数年間には、多数のトラストの簇生をみ、「トラスト狂熱」(Trust Mania) の時代を迎えたほどであった。<sup>(6)</sup> 今日、存在するアメリカの巨大企業ほとんどすべては、皮肉なことに、シャーマン法成立以後に出現している。

(6) ルーサー・コナン (Luther Conant) の調査 *Publications of the American Statistical Association* (March, 1901) よりと、一八八七—一八九七年の十一年間に設立された資本額百万ドル以上の産業における企業結合の状況は、次表のごとくである (E. Jones, *op. cit.*, pp. 38-39)。

Year	Number of combinations	Total capitalization, stocks and bonds
1887.....	8.....	\$ 216,226,000
1888.....	3.....	23,600,000
1889.....	12.....	152,179,000
1890.....	13.....	155,156,000
1891.....	17.....	166,200,000
1892.....	10.....	193,412,000
1893.....	6.....	239,015,000
1894.....	2.....	30,400,000
1895.....	6.....	107,255,000
1896.....	5.....	49,850,000
1897.....	4.....	81,000,000
Total(1887-1897)	86.....	\$ 1,414,293,000
1898.....	20.....	708,600,000
1899.....	87.....	2,243,995,000
1900.....	42.....	831,415,000
Total(1898-1900)	149.....	\$ 3,784,010,000
Total(1887-1900)	235.....	\$ 5,198,303,000

企業結合の総計八六のうち二〇ないし二五はトラスト形成である、とコナントは指摘している (E. Jones, op. cit., p. 40)。

アメリカにおける反トラスト政策が、シャーマン法の制定と共に本格的に展開されてから、七〇有余年の才月がすぎた。他の資本主義国に類をみない此の反トラスト政策は、シャーマン法を中心に、その基本理念は今日に至るもかわつてはいない。しかし、反トラスト政策が、その目的とした取引制限および独占の排除とくに後者を、どれほど有効に果しえたかについては、先にのべたように、事実がこれを立証している。また学会においても、立場の如何をとわず、ほ

とんど等しく、反トラスト政策の無力を承認している。したがって、いまもし反トラスト政策の有効性について問うならば、すでにその解答はあたえられているといつてよい。ここではこうした問題を取り扱うことはしない。この問題は、政策の具体的な展開を詳細に跡づけていけば、比較的容易に結論をうることができるからである。政策の有効性を論ずることは、むしろ無意義なことではない。しかし、それよりも一層経済的に興味深いのは、一体なに故に七〇有余年も巨大なトラストの国において、反トラスト政策が展開されえたのか、ということであらう。なるほど、この問題も反トラスト政策が有効性に欠けていたということによって、結論があたえられているといえなくもない。しかしともかく有効ではなかったにしても、反トラスト政策が存続してきたということは、政策そのものの論理構造とそれなりにこの政策を必要とする社会的基礎があるからにはかならない。

(7) See The Effectiveness of the Federal Antitrust Laws: A Symposium, in *American Economic Review*, Vol. 39, 1949, pp. 689-724, and also J. Bonbright and G. Means, *The Holding Company*, 1932, p. 322.

社会的基礎といえば、反独占の国民諸階層を中心にしたアメリカ民主主義の伝統的な力に、その答えを求める見解が、かなり一般にはうけいれられている。反トラスト政策の基本理念は、自由競争と自由企業体制の強調にあるのだから、この見解をうらづけているかのようである。しかし、この「競争は、アメリカにおいては単なる技術的概念以上のものであり、すべてよきものの象徴である。アメリカ人は古典的な意味の純粹な競争制度のもとには生きてはいないが、それにもかかわらず、つねにそのまゝに敬虔な祈りを捧げている」というガルブレイスの言葉のとおり、反トラストの民主主義的な力というものは、今日では、現実性にとぼしい概念でしかない。それならば、反トラスト政策を支えてきたものは、一体何であったのか。小論は、この問題のすべてを論ずることはできないが、しかしさしあたりその基

本的な説明を行なうことを目的にしたものである。

(8) J. K. Galbraith, *American Capitalism, the Concept of Countervailing Power*, 1952, p. 99.

ところで反トラスト政策は、七〇有年の才月を経ながらも、その基本的理念はシャーマン法とすこしもかわっていないが、しかし、具体的な展開過程をみれば、アメリカ資本主義の動向に即応して、それなりに迂余曲折をたどっている。したがって、反トラスト政策の論理構造と社会的基礎を明らかにするには、それに先行して、政策そのものの展開過程をみておくことは、必要なことである。いうまでもなく、反トラスト政策は、立法、司法、行政の三分野において行なわれるものであり、またこの背景に政党と国民各階級の力が働いている。しかしここでは司法すなわち判例の展開に視点をすえながら、反トラスト政策の展開過程をみるにとどめる。むしろこれでは一面的であるが、しかし、反トラスト政策は、裁判所の判決を基軸にして展開されているとみてよいのである。いま政策の展開過程を段階的に区分するならば、次のように三期にわかつことができよう。すなわち、シャーマン法の成立と自由競争概念の適用された第一期（一八九〇—一九一一年）と、「条理の原則」の導入された第二期（一九一一—一九四五年）と、そしてさらにアルコア事件判決と「有効競争」理論の第三期（一九四五年—）である。

## 二、シャーマン法の成立と自由競争概念の適用

すでに指適したように、アメリカ資本主義は一八七〇年代末には、独占資本主義段階を迎えたのであった。一八七九年のスタンダード石油トラストの形成は、その指標ともいえるものであった。しかし、巨大なトラストの形成は、必然的に価格のつり上げ、市場分割その他あらゆる独占協定を通して、農民、中小企業者、一般消費者を圧迫した。ハーラ



ン判事 (J. Harlan) もいったように、当時のアメリカの民衆は、南北戦争の苦闘によって、人が人を奴隷として使う制度を排除しえた後に、新たに、資本による経済上の奴隷化の危機を感じ、深い不安の念をいだいていた。<sup>(9)</sup> シャーマン法は、このような反トラストの動きを立法化したものであった。ところでそのシャーマン法は全文でわずかに八条にすぎないが、さらにその実態規定は第一条と第二条の二条からなっているにすぎない。すなわち、第一条「数州間、または外国との取引、もしくは商業を制限するすべての契約、トラスト、またはその他の形態による結合、もしくは共謀は、これを違法とする」<sup>(10)</sup>、第二条「数州間または外国との取引、もしくは商業のいかなる部分をも独占し、または独占を企図しもしくはその目的をもって一人または数名と結合または共謀する者は、軽罪を犯したものとし、その罪の認定があったときは、裁判所の裁量により、五万ドル以下の罰金または一年以下の禁錮、もしくは、これを併科とする」<sup>(11)</sup> というのである。

(9) スタンダード石油事件の判決におけるハーラン判事の少数意見の一節。See E. Jones, op. cit., p. 318.

(10) 公正取引委員会事務局編集『アメリカにおける反トラスト法六十年史』所収「反トラスト法関係法令集」八五—八六頁。

シャーマン法が最初に遭遇した試練は、砂糖トラスト事件 (U. S. v. E. C. Knight Company) が一八九五年に最高裁において判決されたときであった。この事件は、すでにアメリカの精糖の六五%を支配していたアメリカ精糖会社 (American Sugar Refining Company) が一八九二年に E. C. ナイト会社 (E. C. Knight Company) のほか三会社の株式を買収し、その結果、唯一の残存独立企業は国内産出量の二%を占めるにすぎなくなり、砂糖トラストが精糖産業の完全支配を確立したことにたいして、政府がその結合の解体によって競争を回復させることを内容とした訴訟をおこしたことに始まる。これにたいして最高裁は、「商業は製造業に継続しているが、その一部ではない」として、

生産の独占化は立証されるにしても、そのことは反トラス法に違反しないと判決した<sup>(11)</sup>。この判決は、生産独占に関するシャーマン法の現実的效果をいちじるしく減殺し、実業界から歓迎され、シャーマン法は製造業および鉱業における結合を救済するものと解釈された<sup>(12)</sup>。この結果、一八九〇年代末から始まる企業結合運動 *merger movement* によって、何らの危険も意味するものでなく、むしろかくれ蓑の役割を果たすことによって、未曾有の資本集中運動を現出させたのである。一八九八—一九〇〇年は、アメリカにおける近代的な企業結合が最高頂に達した時期であり、設立された企業結合は急増し、トラストもまた著しく増加した。企業結合は一四九のうち、トラストは四〇から五〇のぼつた<sup>(13)</sup>。これはそれまでの十一年間に組織されたトラスト数の約二倍にあたる。一九〇〇年に初めて実施された産業結合の公式調査によると、「トラストは大雑把にいて、アメリカ国内の製造業の資本の1/3を支配するにいたった」といわれる<sup>(14)</sup>。このような企業結合運動は、むしろ経済的必要から抬頭してきたものであって、反トラスト法が企業結合を妨げないというナイト事件判決は、ただこれを刺激したにすぎない。経済的必要というのは、いうまでもなく、一八九三年から一八九七年にいたる恐慌と不況の局面で、価格が急落し、激しい競争に直面して利潤が急減した困難な事態を克服しようとするにあった。

(11) 違反する理由の一つには、「生産の規律は州の権限に属し、連邦にその権限がない」ということも指摘されている。(See Hans B. Thorelli, *op. cit.*, pp. 445-48)。

(12) 「しかしながら、ナイト事件の判決の直接的な結果として、憲法の改正がなくとも、産業結合は連邦法から自由であるという考えがあらわれた」(Annual Report of the Attorney General, 1896, H. Doc. 234, 54th Cong. 1st sess., Exh. 1. See Merle Fainsod & others, *Government and the American Economy*, 1959, p. 451)。

(13) E. Jones, *The Trust Problem in the United States*, 1928, p. 41.

(14) H. Seager and C. Guick, *Trust and Corporation Problems*, 1929, p. 60.

シャーマン法は、その出発から、このように骨ぬぎにされた。しかもそのみにとどまらず、その本来の目的とは関係のない労働組合に適用されたのであった<sup>(15)</sup>。しかしミズリー横断運輸アンシエーション (Trans-Missouri Freight Association) とアディストン・パイプ鋼管会社 (Addyston Pipe & Steel Co.) の反トラスト事件にたいする最高裁の判決は、シャーマン法第一条取引制限の禁止を適用するものであった。前者については、最高裁は、シャーマン法第一条は、取引制限となるすべての契約に適用され、その制限が正当であると不当たるとを問わず違法とする、後者については、州際商業において鑄物パイプの販売と配分を制限するための共謀である限り、結合は違法とする、との判決を下したのである。<sup>(16)</sup>その後、マッキンレー大統領時代にわずかに三件の反トラスト訴訟がおこなわれたが、セオダー・ローズヴェルト大統領時代にアメリカ煙草会社、スタンダード石油会社、デュ・ボン・ド・ヌムール会社をはじめかなりのトラストが訴訟されるに至り、次いでタフト大統領時代には、セオダー・ローズヴェルト大統領時代の七年半に四十四件の訴訟がなされたの<sup>(17)</sup>にたいして、四年間で七十八件と大幅に増加した。しかし、一九〇四年のノーザン・セキュリティー会社 (Northern Securities Company) 事件を唯一の例外として、一九一二年のスタンダード石油会社事件の判決がおこなわれるまでは、シャーマン法第二条の独占禁止規定は、すこしも適用されなかった。もっぱらシャーマン法第一条の取引制限から発生する枝葉的な違反を取り上げたにすぎなかった。

(15) *Debs Case* (1895). *Loewe v. Lowler* (1908). これらの事件はいずれもストライキを執行したことが、「取引制限」になる<sup>(18)</sup>と解釈された。とくにデブス事件は、その発端がブルマン・パレイス・カー会社 (Pullman Palace Car Co.) とその従業員との間で賃上げと解雇反対をめぐる紛争であったが、ブルマン客車がたまたまシカゴに集中する二十四の鉄道線路上を走っていた

関係と、アメリカ鉄道労働組合 (American Railway Union) が「ブルマン客車を運転する諸鉄道に従事している労働組合員を、指揮し、かつ命令して、ストライキをさせた」(H. R. Seager and C. A. Gulick, op. cit., p. 375) というので、組合議長がデブスおよび他の組合指導者が数州にまたがる取引を制限するために共謀した罪で起訴された。

(16) U. S. v. Trans-Missouri Freight Association (1897). U. S. v. Addyston Pipe and Steel Co. (1899). See H. R. Seager and C. A. Gulick, op. cit., pp. 379-385, Hans B. Thorelli, op. cit., pp. 452-458, pp. 466-470.

(17) ノーザン・セキユリティーズ会社は、一九〇一年十一月北西部の競争会社であるノーザン・パシフィック鉄道 (Northern Pacific Railway Co.) とグレート・ノーザン鉄道 (Great Northern Railway Co.) を統一支配する目的で、ニュージャージー州に四億ドルの資本をもって、モルガン・コンツェルンとハリマン・コンツェルンの妥協として設立された持株会社であった。一九〇三年起訴された当時は、ノーザン・パシフィック鉄道株の約九六%、グレート・ノーザン鉄道株の約七六%およびシカゴ・バリーントントクインシー鉄道株の約九八%を所有していた (H. R. Seager and C. A. Gulick, op. cit., p. 387)。このことが州際商業を制限し、かつ独占したものととして起訴される原因となった。翌年、最高裁は違法の判決を下し、同社の解散を命じた。U. S. v. Northern Securities Co. (1904). See Hans B. Thorelli, op. cit., pp. 470-475; J. W. Jenks and W. E. Clark, The Trust Problem, 1929, p. 244.

シャーマン法の成立の思想的根拠と同じく、その後の判例にも示されたように、一九一一年のスタンダード石油トラスト事件までの支配的な思想は、要するに、自由競争をいわば自然法則とみて、トラストによる独占は、自由競争を作的に妨げることによって、巨利を博そうとする個人の悪業にほかならない、とすることにあった。したがって、この思想の中には、独占は自由競争のなかから生ずるといふ公理の入る余地はなかった。いいかえれば、独占は資本主義経済の必然的な所産ではなく、「容易に治療の可能な皮膚病」<sup>(18)</sup>の程度にしか考えられていなかったのである。当時の農民運動の指導者ヘンリー・シモーシ (Henry George) の「進歩と貧困」 (Progress and Poverty) が、「あたかも盗賊が集団強盗をやり、盗品を分配するのと同じように」<sup>(20)</sup>という言葉で、鉄道トラストを批難しているのはそのよき見本で

ある。このような経済思想こそシャーマン法の骨髄をたすけたのであり、したがってその第一条の取引制限禁止規定の実施が大きくとりあげられる結果になったといつてよいのである。

- (18) Hamilton-Till, Antitrust in Action, TNEC Monograph No. 16 (1940), p. 6.
- (19) H. C. Simons, Economic Policy for a Free Society, 1948, p. 130.
- (20) Henry George, Progress and Poverty, 1919, p. 137.

### 三、「修理の原則」の導入

一九〇六年にシャーマン法に違反するとして提訴されたニュー・ジャージーのスタンダード石油会社 (Standard Oil Company of New Jersey) にたいする最高裁の判決は、反トラスト政策史上においてきわめて重要な意味をもつものであった。セオダー・ローズヴェルト大統領の時代からトラストにたいする訴訟が活潑になり始めたことは先に指摘したが、そうした動きにたいする解答が実はこの判決であった。この判決の重要な意味は、いわゆる「条理の原則」(Rule of reason) の導入にある。先にみたように、それまでの反トラスト事件にたいする判決は、「ゆるい結合」(loose combination) といわれる取引制限の禁止を基調とするものであった。これにたいしては、最高裁の態度は実に厳しいものであったが、しかし同時にそのことはシャーマン法を反独占法として適用することを妨げた。一八九〇年代の企業結合運動とその結果としての独占の成長は、これを証明するものであった。スタンダード石油事件は、主として「固い結合」(close combination) といわれる独占の禁止について、それ以前のように自由競争概念と異なった新しい政策規程を提供することによって、同じく反トラスト政策を無力化するものであった。「条理の原則」こそそれにほか

ならない。

スタンダード石油事件の判決において、首席判事ホワイト (Chief Justice White) は次のごとく述べたが、ここに「条理の原則」がいかなるものであるか端的に示されている。

「取引制限という語は、コモン・ロー上、不当に競争を制限し、または、不当に取引の正常な経路を妨げることによって、公共の利益を侵害するために行われるか、または、その固有の性質あるいは影響のために、有害に取引を制限する行為、契約、協定、結合を意味し、現にシャーマン法のなかのこの語も、たんに同じ意味をもつことを意図したものである。自由な取引を妨げたり、価格をつりあげたりして、公共の利益を害したり、個人の権利を制限したりすることを目的とする契約、または行為を法は禁ずるのであって、穏当な方法をもって、自己の利益を増進したり、または営業を發展せしめるための行為あるいは契約を禁ずるものではない。この見地から論ずるに、スタンダード石油の石油産業支配は、正常な事業發展の結果としてえられたものではなく、トラストや持株会社のように、産業支配のために、新たに案出された結合手段によって達成されたものであり、そこに、他人を取引から排除し、産業支配を維持しようとする意図と、目的の一応の推定が可能となる。そこで、この独占と取引制限の意図と目的は、スタンダード石油がトラスト形成の前後にわたり採用したところの運賃差別、価格切下げ、市場分割等の不正な手段によって、確認することができる。」

これによって明らかのように、「条理の原則」は、シャーマン法第二条の「独占すること」(monopolization)についての違法性の基準を、企業の規模とか力の存在という点ではなく、その規模の獲得の方法、力の行使の意図に認めたのである。すなわち、独占化の意図または目的 (intent or purpose) のあるなしによって、「良トトラスト」(Good

trust) と「悪いトラスト」(bad trust) を区別し、後者のみが反トラスト法に違反するものとしたのである。このようにして、スタンダード石油会社は、その規模の巨大さのゆえにはなく、不公正競争の理由をもって解散を命ぜられたが、同年のアメリカ煙草事件<sup>(21)</sup>、デュボン事件<sup>(22)</sup>も、同じ理由をもってそれぞれの持株会社は解散させられた。

(21) Standard oil Company v. U. S., 221. U. S. 1. (1911).

(22) U. S. v. American Tobacco Company, 221. U. S. 106. (1911).

(23) U. S. v. Du Pont de Nemours, E. I., 188. Fed. 127. (1911).

「条理の原則」の導入による反トラスト政策の無力化は、当時世界最大のトラストであり、アメリカ金融資本の確立を象徴するユ・エス・スチールの事件にたいする判決<sup>(24)</sup>によって、頂点に達したといえる。ユ・エス・スチール・コーポレーション (U. S. Steel Corporation) は、一九〇一年にモルガン、カーネギー、ムーア・ゲイツの三大インタレスト・グループの持株会社として設立された。設立当初のユ・エス・スチールの生産高は、国内総生産高のうち、銑鉄四五%、鋼鉄六六%を占め、その後も合併をつづけて、起訴当時はすでに鉄鋼産業を完全に支配するに至り、掠奪的行為はいまや共存共栄 (live-and-let-live) 政策にとつてかわれていた。そのために、最高裁は次のような判決を下した。「それは (ユ・エス・スチール) 他の結合にたいする訴訟で明らかにされるような獣的行為または暴君的行為には一つも依拠するところがなかった。それは料金リベートを手にしたこともなく、賃下げによって利潤を増大させたこともなく——労働者を犠牲にするようなことは一つもなかった——、産出量の減少とか人為的な生産物の不足によって利潤を増大させたこともなく、競争者を圧迫したり強制することはなかった。……すなわちどこかでつけていた価格以下に値下げすることによって、ある地域で競争者より安値で売ったり……秘密のリベートで顧客を獲得するようなことはなかった……。ユ・

エス・スチールが、競争者をつぶしたり、あるいは、市場から追放しようとした証拠は一つも存在しなかった。……法はたんなる規模を違反とは認めない。すなわち、行使されない力の存在を違反とはしない。法は明白な行為を必要とし、それを禁圧し、処罰する力に信倚しているのである。<sup>(25)</sup>かくして、ユ・エス・スチールは、「良いトラスト」として認められることとなり、その巨大な独占力は不問にふされた。ユ・エス・スチールのプライス・リーダーシップ<sup>(26)</sup>は、その独占価格形成の重要な経済的機能であったが、それを他人に強制した事実がないとして、合法的なものとされた。このことは、一九二二年のユナイテッド・シュー・マシナリー会社<sup>(27)</sup> (United Shoe Machinery Corp.) および一九二七年のインタナショナル・ハーヴェスター会社<sup>(28)</sup> (International Harvester Co.) の事件にたいする最高裁の判決にもあらわされた。このように、反トラスト法解釈に「条理の原則」が導入されたことは、反トラスト政策を有名無実化するものであった。

(24) U. S. v. U. S. Steel Corp. 251. U. S. (1920).

(25) George W. Stocking and M. W. Watkins, Monopoly and Free Enterprise, 1951, p. 275.

(26) 最高裁は価格協定や一九〇七年恐慌後の有名なゲリー・ディナーズ (Gary dinners) のごとき不正競争は訴訟当時には中止されていたことをもって、ユ・エス・スチール事件の訴えを棄却した。その事実最高裁判決のいう通りだが、すでにこの当時の鉄鋼諸製品の独占価格は他の形態をもってあらわれていた。すなわち、「ピッツバーグ・プラス」(Pittsburg-plus)といわれる基点制度 (basing point system) がそれである。これによれば、価格はピッツバーグでの基点価格 (base prices) から計算され、他の地域での販売価格は基点価格十運賃であった。このような価格決定方式になったのは、ピッツバーグが鉄鋼業の最大の中心地であり、他の地方は多少ともそこからの供給に依存しなければならなかったからである。二〇世紀初頭から、この方式は一般化し恒常化した<sup>(29)</sup>が、とくに一九一一年以後は、U・S・スチールが基点価格を公表すれば、他の企業が自然にそれに従うようになった (See Seager and Gulick, op. cit., pp. 243-248; E. Jones, op. cit., p. 225.)。



(27) United Shoe Machinery Corp. v. U. S., 258, U. S. 451. (1922).

(28) U. S. v. International Harvester Co., 274, U. S. 693. (1927).

このような反トラスト政策の無力化は、一九二〇年代の好景気とあいまって、第二次企業結合運動を惹起するのに役立った。第一次の企業結合運動は、一九〇五年で一応おさまり、一九一八年までは巨大な企業結合はあまりおこなわれなかった。しかし一九一八年から一九二八年の十年間における結合気運は、一八八七年から始まった第一次企業結合運動の様相とおなじく盛んをきわめた。一九一九年から一九二八年の間に、全体で一、二六八の結合が行なわれ、その間で、最も盛んであった時代は、一九二三年から一九二八年の五カ年間であった。<sup>(29)</sup>一九一四年にクレイトン法<sup>(30)</sup>(Clayton Act)と連邦取引委員会<sup>(31)</sup>(Federal Trade Commission)が通過ないし設置されることになったが、この傾向を阻止することは到底できなかった。

(29) See Recent Economic Changes, 1929, p. 181; H. E. Hoagland, Corporation Finance, 1947, p. 619.

(30) 同法の主なる内容は、(1)差別価格の廃止、(2)取引制限の禁止、(3)独占を目的とする持株会社の禁止、(4)取締役の兼任および個人銀行家の他銀行取締役の兼任の禁止などである。クレイトン法が、合同にたいする規定を設けなかったことは、合同を承認した形になり、大会社の企業集中の形態として合同をとらしめることになった。

(31) この委員会は、独占企業体に関する情報の蒐集、公開およびその解体に参画することを目的に創設された。委員会は任期七年の五名の委員から構成される。

第二次企業結合運動は、第一次のそれが多くの産業で高度の企業集中をもたらし、いわゆる部分的独占 (partial monopoly) を生みだしたのにたいして、最大企業以外の企業の集中による少数の巨大企業を出現させた。<sup>(32)</sup>いわゆる寡占 (oligopoly) の抬頭がそれである。ところで、このような独占の存在形態が確立されると、いわゆる掠奪的行為や

明示的結託 (explicit collusion) がなくても、いわゆるプライス・リーダーシップあるいはベーシング・ポイント・システムによって、寡占は十分に独占的であった。したがって、反トラスト法の違法性の基準に、意図ないし目的という意識的な競争制限的行為をもつてくることは、寡占の形態における独占産業を容認することに等しかった。またそうであったからこそ、シャーマン法は長い生命力をもちえたのであり、「条理の原則」の導入の政策的意義はそこにあつたといつてよいのである。

(32) G. J. スチグラーは、一九〇四年以前の企業結合運動を Merger for Monopoly 一九〇四年以後のそれを Merger for Oligopoly と特徴づけてゐる。See G. J. Stigler, "Monopoly and Oligopoly by Merger", American Economic Review Papers and Proceeding, Vol. 40, 1950, pp. 27-33.

#### 四、アルコア事件判決と「有効競争」理論

ニューディールの初期は、あまりにも激しい大不況のために、内実のともなわぬ反トラスト政策であっても、それが適用されることを許さなかつた。一九三三年のアパラチアン石炭会社 (Appalachian Coals, Inc.) 事件の判決は、「ゆるい結合」にたいする「条理の原則」の適用を認めるものであつた。同社は、石炭の独占的販売機関として一九三二年に設立されたが、価格・販売条件・販売数量について完全な支配権をもつていた。最高裁の判決は、同社の販売プランが不正に取引を制限したことは認められるにしても、全国の他の石炭会社との競争が存在しているという理由で、同社を合法的と認めたのである。さらに同年制定された全国産業復興法 (National Industry Recovery Act) は、公正競争規約 (Codes of Fair Competition) の名のもとに、産業界の自己規制を認め、全産業のカルテル化を合法と

したのであった。<sup>(32)</sup>しかし一九三五年シェクター事件 (Schechter Poultry Corp. 295 U.S. 495) で、全国産業復興法が違憲になり、三〇年代末には、ローズヴェルトの反独占教書と共に、積極的な反トラスト法施行が始まったいわゆるアーノルド時代を迎えた。しかし反トラスト法解釈の根本的变化は認められず、反トラスト政策の「新展開」は第二次大戦後を待たねばならなかった。とはいっても、この間、臨時国民経済調査委員会 (Temporary National Economic Committee) の歴大なモノグラフとヒヤリングが語っているように、寡占市場においては意識的な掠奪行為や結託がなくとも、小数の競争企業は独占のように行動することが、経済学の上では明らかにされたのであった。

(33) Apparachian Coals, Inc. v. U. S., 288 U. S. 344. (1933). See Merle Fainsod & others, op. cit., pp. 475-476.

(34) これについては拙稿「前期ニュー・ディールの展開とその政策的意義」(九大「経済学研究」第二十八巻第五号)参照のこと。

一九四五年のアルコア事件 (U.S. v. Aluminium Co. of America, 148 F. 2d 416) の判決は、<sup>(35)</sup>反トラスト政策の「新展開」に道をひらくものであった。アルコアは輸入品もふくめたアメリカ国内市場のアルミニウム地金の九〇%を生産していた独占会社であった。最高裁は、その判決において、独占の違法性の基準は独占化の意図とか独占力の濫用のような掠奪的行為にあるのではなくて、独占力の存在そのものに求められなければならないことを主張した。これはそれまでの「条理の原則」の放棄を意味した。さらに翌年の第二アメリカ煙草事件の判決は、<sup>(36)</sup>この判決を全面的に支持した。そしてその中で、今日のアメリカ経済の常態である寡占の存在を判定するには、必ずしも現実に競争が排除されていること、価格がつけ上げられたりすることを必要としなかった。裁判所は、ただ欲するときに価格を上げたり、競争者を排除したりすることのできる「力の存在」を証明すれば足りるのであり、独占の意図はそれから証明されるというのである。この判例は、一九四八年の映画関係の三大事件——グリフィス事件、<sup>(37)</sup>シーン連鎖劇場事件、<sup>(38)</sup>およびバラマウン

ト映画事件<sup>(35)</sup>——の判決でも支持された。さらにコロムビア・スチール (Columbia Steel Co.) 事件 (一九四八)、ユナイテッド・シュー・マシナリー (United Shoe Machinery) 事件 (一九五三)、『Du pont の cellophane 事件 (一九五六)』の判決でも、同じ立場が支持された。

(35) See Irwin M. Stelzer, Selected Antitrust Cases, 1955, pp. 14-22; A. D. Neale, The Antitrust Laws of the United States of America, 1960, pp. 110-116.

(36) See Irwin M. Stelzer, *ibid.*, pp. 22-29; A. D. Neale, *ibid.*, pp. 168-172.

(37) U. S. v. Griffith et al., 328 U. S. 781. See A. D. Neale, *ibid.*, pp. 117-8.

(38) Schine Chain Theatres, Inc., et al. v. U. S., 334 U. S. 110. See A. D. Neale, *ibid.*, pp. 117-8.

(39) U. S. v. Paramount Pictures, 334 U. S. 131. See A. D. Neale, *ibid.*, pp. 172-6, 397-9.

かくして今や反トラスト政策の違法性の基準は、伝統的な競争制限的行為ではなく、その行為を必然的にもたらず力の存在にあるとされたのである。それがニュー・シャーマン法 (New Sherman Act) の成立とまでいわれるのも故のなないことではない。ところが、このようにオールド・シャーマン法からニュー・シャーマン法への移行が明らかになるにつれて、経済学者のあいだでにわかこれにたいする批判があらわれてきた。その批判は、反トラスト政策を危険性のない方向にすすめるための経済理論の出現となってあらわれた。いわゆる「有効競争」(Workable competition)の理論がそれである。もっとも「有効競争」の理論は、それよりも早く一九四〇年に J・M・クラークによって提起された<sup>(40)</sup>。しかしそれが論争の焦点として注目をあびるに至ったのは、アルコア事件判決の後、一連の反トラスト法事件の判決で、寡占もしくは市場支配の機構そのものの存在が重視された一九四九年あたりからのことである。

(40) cf. J. M. Clark, "Toward a Concept of Workable Competition", *American Economic Review*, June, 1940.

「有効競争」の理論は、さしあたりいわゆる寡占的市場構造における競争の実現可能性を証明し、そのための条件を規定しようとするものである。J・M・クラークによれば、均一価格の寡占的市場構造においても、買手の内密な値付けに対応する差別化競争 (sealed bid competition)、値引き競争 (chiseling)、立値競争 (quoted price)、品質競争といった競争的行動 (conduct) によって、有効な競争がもたらされる、という<sup>(41)</sup>。クラークのあとE・S・メイソン、J・S・ベイン等によって、市場構造と競争的行動との関連を経験的に確定しようとする努力があらわれたが、これは企業者の行動が市場構造をかえるような動態を把握しえなかった<sup>(42)</sup>。そのために、いきおいその後の理論的發展は、市場構造と競争的行動の関連性を否定して、競争的行動を重視するに至ったのである<sup>(43)</sup>。ここにおいて、企業者の市場行動の性格が大きな論争点なり、A・A・バーリのように企業者の社会的責任の認識の意義を強調したり、D・リリエンソールのように大企業の技術革新にたいする貢献を強調したり、はたまたJ・バーナムのように企業者の社会的責任を主張する<sup>(47)</sup>。独占擁護論が抬頭するまでに至った。そこからさらには、寡占においてのみならず独占の状態においても企業者の行動が良い市場結果をもたらすならば、その独占は擁護されるのだ、とする見解まであらわれてきた<sup>(48)</sup>。しかし考えてみれば、このような理論的帰結は、「有効競争」の理論がもともと独占的弊害と破滅的競争の中道をもとめようとして、寡占的市場の弁護をはかることを目的として、出発したところにすでにあらわれていたのである。

(41) J. M. Clark, *ibid.*, p. 465.

(42) cf. J. S. Bain, "Workable Competition in Oligopoly: Theoretical Considerations and some empirical evidence", *American Economic Review*, Papers and Proceedings, Vol. 40, 1950; E. S. Mason, "Workable Competition Versus Workable Monopoly" in *Economic Concentration and the Monopoly problem*.

- (47) J. M. Clark, "Competition: Static Models and Dynamic Aspects", *American Economic Review*, *Papers and Proceedings*, Vol. 45, 1955, pp. 451-2.
- (44) cf. M. A. Adelman, "Effective Competition and the Antitrust Laws", *Harvard Law Review*, Sept. 1948.; Jesse W. Markham, "An Alternative Approach to the Concept of Workable Competition", *Readings in Industrial Organization and Public Policy*, R. B. Hefleower, G. W. Stocking, ed., 1958.
- (45) cf. A. A. Berle, *The 20th Century Capitalist Revolution*, 1954.
- (46) cf. O. Lilienthal, *Big Business: A New Era*, 1953.
- (47) cf. J. Burnham, *The Managerial Revolution*, 1941.
- (48) E. S. Mason, "Workable Competition Versus Workable Monopoly", in *Economic Concentration and the Monopoly Problem*, 1959, pp. 382-8.

今日、「有効競争」の理論は、アメリカの寡占的経済構造の弁護論たるべく、その役割が大きく期待されている。従来の反トラスト政策は、すでにみたように、独占を単なる個人の悪業とみなすことによって、さらには「条理の原則」の導入によって、結局は独占の存在と発展を容認してきたのであった。「有効競争」の理論もまた反トラスト政策の理論的基準に導入されることによって、反トラスト法の無力化への道を開こうとするものである。事実、「条理の原則」と「有効競争」の理論とは、その論理構造においては、すこしもちがわないのであって、寡占的市場構造自体は何ら違法なものではなく、悪い市場結果をもたらす市場行動のみが反トラスト法の違法性の基準とされるのである。しかも「有効競争」の理論は、従来それ自身違法 (*per se illegal*) とされた価格協定をはじめとする「ゆるい結合」|| 取引制限さえも、是認する可能性を内包しているのである。<sup>(49)</sup>ここに「有効競争」理論の政策的意義があるのであり、伝統的な反トラスト政策への復帰を経済学的な装いのもとに果そうとするものであるといわなければならない。<sup>(50)</sup>

(49) George W. Stocking, "The Rule of Reason, Workable Competitions, and Monopoly", in *Workable Competition and Antitrust Policy*, 1961, p. 124.

(50) George W. Stocking, *ibid.*, p. 125. なお「有効競争」論については、稿をあらためて詳細にその批判をおこなうことにする。

## 五、反トラスト政策の社会的基礎

アメリカにおける第一期の反トラスト政策は、中小資本とりわけ農民の鉄道トラストにたいする反対運動の圧力によって出発したといわれる。周知のように、十九世紀後半におけるアメリカの独占形成は、鉄道業から始まったが、その積杆となったのは、運賃プール、貨物料金率の不公平な差別、鉄道株の水増しなどであった。この期における鉄道トラストは、水増し資本にたいする配当義務に応ずるためにも、またそうでない場合にも貨物運賃率に不公平な差別をおこない、競争激烈な地域での低料金による損失を他地域に転嫁し、たえうる限りの高料金を強制することによってうめ合せてきた。同じように、大資本にたいして、たとえばスタンダード石油にたいしては差別的に低廉な運賃を適用してきたが、そのうめあわせを独立の業者や農民の犠牲によっておこなってきたのである。加わうるに、穀物用荷揚機その他貯蔵施設は往々にして鉄道によって独占されており、農民はここでもまた独占価格を支払わねばならなかったのである。<sup>(51)</sup>当時の農業不況とあわせて、このような事態は、農民にとつて、到底ゆるされないことであった。かくてかの有名な「グレンジャー運動」(Granger Movement)が発生するのである。<sup>(52)</sup>この運動の結果、一八七一年のイリノイ州の立法をはじめアイオワ、ミズリー、カリフォルニアその他多くの大農業州において、鉄道料金の規制立法や八七年の州際通商法 (Interstate Commerce Act) が確立されるに至った。やがて一九〇六年のヘプバーン法 (Hebburn Act of

1906) の制定によって、鉄道独占の料金規制はかなりの効果を發揮しうるようになったのである。<sup>(51)</sup>

(15) cf. W. Z. Ripley, *Railroads: Rates and Regulation, 1912*; F. A. Cleveland and F. W. Powell, *Railroad Promotion and Capitalization in the United States, 1909*.

(52) cf. S. J. Buck, *The Granger Movement, 1913*.

(53) See M. Fainsod & others, *op. cit.*, pp. 239-267.

「グレンジャー運動」は、その後、農民の広範な政治活動に発展し、南部農民同盟は東部の労働者と共に一八九二年ポピュリス党を結成するにいたる。第一期の反トラスト政策が、独占を個人の悪業とみて、その禁圧にのりだしたのは、このような主として農民の要求を基礎にしていることにはかならなかつた。ところでアメリカ民主主義は、この時期に先行する約一世紀ちかいあいだに形成されてきたといわれるが、ジェファソンによって夢みられたその理想は、これらの自由な独立小農民の建設する社会像であつた。反トラスト運動にたち上つた農民の要求は、そこに思想的根柢をもつものであり、まさしく西部農民の機会均等主義からする独占の横暴にたいする批判であつた。もっともこのときの農民は、すでにジェファソン時代のそれとはちがつて、階級分解によってその経済的基礎を失ないつつあつた。しかもかく第一期の反トラスト政策の社会的基礎をなしたのは、農民の民主主義的運動にほかならなかつた。俗に反トラスト政策をアメリカ民主主義の象徴のごとくいうが、それはこの時期に限つていふことなのである。しかし、それは農民の階級分解の進行と共にあえなくついえざる性格のものであつた。

独占が、第一次企業結合運動を通して、その基礎を確立するに至ると、事態はかわらざるをえない。初期的段階とはちがつて、独占は、特別に掠奪的行為に訴えなくても、その巨大な経済力の存在自体によって所期の資本蓄積を果しう



ることになる。ところが、この段階における反トラスト政策の基準は「条理の原則」に求められたが、これは独占を個人の悪業とみる第一期の反トラスト政策の論理をうけつぐものであり、そのことによって政策の無力化をはかるものであった。不公正な競争方法の確証によってのみ、トラストを違法とすることは、この段階の独占を最初から容認することを意味したのである。

このような反トラスト政策の展開は、第一期のそれよりもいっそう独占擁護的であることは明らかである。第一期においては、まだしも独占の存在形態が不公正な競争方法に依拠していたということからみて、シャーマン法第一条の適用を中心にした反トラスト政策は一定の政策的意味をもちえた。しかもこの政策の社会的基礎には農民の反トラスト運動があった。しかるに、第二期にあつては、すでにその社会的基礎もなく、しかも独占の存在形態も変化しているのである。今や反トラスト政策の社会的基礎は、本来反トラストであるべき諸階級にはなく、矛盾したいい方のようにだが、トラストを代表する階級の側に移行するに至っている。したがって、このことは反トラスト政策のいわゆる空洞化を物語るものだが、しかしなおそれが反トラストの形式をもって存続していることは、これにたいして、時代錯誤的幻想性が生きつづけているからである。この時代錯誤的幻想性を支えているのは、ありし良かりし時代に存在したあのアメリカ民主主義を絶えず夢想する司法界とトラストを除く国民諸階級なのである。すぎ去ったアメリカ民主主義への郷愁のうちには、たしかにトラストによる経済的抑圧から解放されたい願望がないわけではない。しかし、それは不思議と労働階級を中心とする反トラスト運動に発展することはなかった。かくして「条理の原則」は、ながいあいだ反トラスト政策の基準として存続しえたのであり、そのことによって反トラスト政策は形式的ではあるにせよ永い生命力を持続しえたのである。

一九二九年の大恐慌とそれに続く長期停滞は、すでにのべたごとく、反トラスト政策の中断を余儀なくさせ、「政府カルテル化」政策が代置された。しかし、この結果、経済的停滞は解決されるどころか、アメリカ経済は独占的弊害に苦しむこととなり、いきおい中小資本を中心に反トラスト政策の強化が叫ばれるに至った。一九四五年のアルコア事件の判決は、その期待にそうかのごとく、独占の存在そのものを違法とするものであった。その後の一連の反トラスト事件の判決は、これを確認した。しかし、すでに巨大な寡占的経済構造を確立したアメリカの独占資本は、今や「条理の原則」からの逸脱を「有効競争」の理論によって阻止する道をみいだそうとしている。これは事の本質からみれば、「条理の原則」とかわりなく、第一期から第二期の反トラスト政策に移行するときに「条理の原則」が果たしたのと同じ役割を果しつつある。シャーマン法を基軸とする反トラスト政策の論理構造は、ここにおいてその極点に達するのである。したがって、反トラスト政策の有名無実化もまた一層すすむことになる。